

○利根町パブリックコメント手続実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、利根町みんなのまち基本条例（令和4年利根町条例第18号）第18条の規定に基づき、町の政策等の意思決定過程における町民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、町民との協働による町政の推進に資するため、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定める。

(注釈)

1 利根町みんなのまち基本条例（以下「みんなのまち基本条例」という。）第18条のパブリックコメントの規定に基づき、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めるものである。

利根町みんなのまち基本条例（抜粋）

（パブリックコメント）

第18条 町は、重要な条例、計画等の制定、改定等に当たっては、事前にその案を公表して町民から意見等を募るパブリックコメントを実施します。

2 町は、パブリックコメント手続によって提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、その意見等に対する考え方を町民に公表します。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 町の政策等の意思決定過程において、その案の趣旨、内容等を広く公表し、町民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (3) 町民等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 町内に住所を有する者
 - イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の者
 - ウ 町内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 町内に所在する学校に在学する者

オ 前各号に掲げるもののほか、次条に規定するパブリックコメント手続に係る政策等に利害関係を有する者

(注釈)

- 1 町民等の定義については、みんなのまち基本条例第3条に規定する町民のほか、次条に規定するパブリックコメント手続の対象となる政策等（重要な条例，計画等の制定，改定等）に関し利害関係を有するものを含めるものとする。

利根町みんなのまち基本条例（抜粋）

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者，町内に通勤する者，町内に通学する者及び町内で事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の全体（町政全般）又は個別分野における基本的な施策に関する計画，指針等の策定又は改定
- (2) 町の基本的な施策に関する方針等を定める条例の制定又は改廃
- (3) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は変更
- (4) 町民等に義務を課し，又は権利を制限することを内容とする条例（町税及び保険料の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (5) 町の基本的な方向を定める憲章，宣言等の制定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか，実施機関が特に必要と認めるもの

(注釈)

- 1 パブリックコメント手続の対象となる政策等（重要な条例，計画等の制定，改定等）について規定するものである。

- (1) 町の全体（町政全般）又は個別分野における基本的な施策に関する計画，指針等の策定又は改定

《対象となる計画，指針等》

「別記1 第5次利根町総合振興計画と主な個別計画一覧」参照

- (2) 町の基本的な施策に関する方針等を定める条例の制定又は改廃

《対象となる条例》

「別記2 これまでにパブリックコメント手続を実施した条例一覧」参照

※パブリックコメントを実施して策定等をした計画等に基づき、条例を制定し、又は改廃する場合は、パブリックコメント手続の対象の適用外となる。

(例；小学校統合基本方針に基づく学校設置条例の改正など)

- (3) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は変更

《対象となる計画，指針等》

「別記1 第5次利根町総合振興計画と主な個別計画一覧」参照

- (4) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（町税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

《対象となる条例》

「別記2 これまでにパブリックコメント手続を実施した条例一覧」参照

2 パブリックコメント手続を実施する場合、パブリックコメントの内容について町民に十分に理解してもらうため、特に重要な政策等については、原則として説明会の開催をお願いします。

(対象の適用除外)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものと認める場合
- (2) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 法令等により、町民等の意見聴取の手続方法が定められている場合
- (4) 実施機関の附属機関又はこれに準ずる機関において、この要綱に準じた手続を経て作成した報告又は答申等に基づき、政策等を決定する場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合

(注釈)

1 パブリックコメント手続の対象の適用除外について定めるものである。

(1) 緊急を要するもの又は軽微なものと認める場合

町民の生命、財産等を守るために緊急に議会に上程する必要がある条例案又は基本的な事項の改正を伴わない軽微（文言など）な改正等を実施する場合

(2) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

法令や国・県の計画に基づき町で計画等を策定するもので、策定方法や内容について実施機関の裁量がない場合

(3) 法令等により、町民等の意見聴取の手続方法が定められている場合

都市計画の決定など、法令等により縦覧や意見書の提出、公聴会の開催等の手続が定められている場合

(4) 実施機関の附属機関又はこれに準ずる機関において、この要綱に準じた手続を経て作成した報告又は答申等に基づき、政策等を決定する場合

審議会等の附属機関が、この要綱に準じた手続を経て策定した報告や答申に基づいて町が意思決定を行う場合

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合

直接請求により提出された条例案は、町長が修正することができないため

(公表の方法)

第5条 実施機関は、第3条に規定する政策等を策定しようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に、当該政策等の案を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、利根町役場（情報公開コーナー）その他実施機関が指定する場所での閲覧及び町のホームページにより行うものとする。ただし、政策等の案又は参考資料が著しく大量である場合には、当該内容の全体を入手する方法等を明示したうえで、当該内容の一部を省略し、公表することができる。

3 第1項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 町民等が政策等の案の内容を理解するために必要な資料

(3) 政策等の案の公表方法

- (4) 政策等の案に対する意見の提出期間及び提出方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

(注釈)

- 1 パブリックコメント手続の対象となる政策等（重要な条例，計画等の制定，改定等）の案を公表する時期等について定めたものである。公表する時期は，最終決裁前となるので，議会の議決を要するものについては議会上程前となる。
 - 2 公表の方法については，利根町役場（情報公開コーナー）その他実施機関が指定する場所での閲覧及び町のホームページにより公表するものとする。
 - 3 政策等の案を公表するときは，第1号から第5号までの事項を記載した資料も併せて公表するものとする。
- ※ 第3条の注釈にも記載していますが，パブリックコメント手続を実施する場合，パブリックコメントの内容について町民に十分に理解してもらうため，特に重要な政策等については，原則として説明会の開催をお願いします。

(公表の周知)

第6条 実施機関は，第5条第1項に規定する公表を行うときまでに，町のホームページ等に掲載し，パブリックコメント手続の実施について町民等へ周知を図るものとする。

(注釈)

- 1 パブリックコメント手続を実施する前に，町公式ホームページ，広報とね，回覧等により町民へ周知するものとする。
- 2 説明会を開催する場合でパブリックコメント手続の日程等が決まっているときは，併せて周知するものとする。

(意見等の提出期間等)

- 第7条 第5条第3項第4号に規定する意見等の提出期間は，公表の日から起算して30日以上とする。ただし，やむを得ない理由がある場合は，その理由を公表し，期間を短縮することができる。
- 2 第5条第3項第4号に規定する意見等の提出方法は，次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への持参
 - (2) 郵送
 - (3) ファクシミリ

- (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が適当と認める方法
- 3 意見等を提出しようとする町民等は、利根町パブリックコメント意見書（様式第1号）に、住所、氏名及び連絡先を必ず明記し、政策等の案に対する意見を簡潔に記入するものとする。

(注釈)

- 1 意見等の提出期間は、パブリックコメント手続の対象となる政策等（重要な条例、計画等の制定、改定等）の案を公表した日から起算して30日以上の間を確保し設定するものとする。
- 2 緊急を要するなどやむを得ない理由で期間を短縮する場合は、町民が資料を入手し、意見を提出するために必要な時間を考慮し提出期間を短縮するものとする。なお、その際には、短縮した理由を公表するものとする。
- 3 意見等の提出については、郵送、電子メールなど、原則文書又は電子的な記録が可能な方法とし、FAXによる提出も認めるものとする。
- 4 利根町パブリックコメント意見書（様式第1号）に、住所、氏名及び連絡先を必ず明記し、政策等の案に対する意見を簡潔に記入するものとする。なお、提出する意見に責任をもっていただくとともに、意見の内容について確認が必要な場合を想定し、住所、氏名、連絡先等記入を求めるものとする。

(提出された意見等の取扱い)

- 第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の案について意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案について意思決定を行ったときは、意思決定した政策等のほかに、次に掲げる事項を記入した利根町パブリックコメント実施結果表（様式第2号）を作成し、公表しなければならない。
 - (1) 提出された意見等の概要
 - (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
 - (3) 提出された意見等に基づき政策等の案を修正したときは、その修正内容及び修正理由
 - 3 公表することにより、意見等の提出者及び第三者の権利又は利益を侵害するおそれがある場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。
 - 4 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似する意見等をまとめて公表できるものと

する。

- 5 第2項の規定による公表の方法については、第5条第2項の規定を準用する。

(注釈)

- 1 実施機関は、提出された意見等を計画等の趣旨・目的に照らし合わせて十分検討した上で、計画に反映できるものはできる限り反映できるように努め、反映できないものについては、その意見等に対する町の考え方を公表するものとする。
- 2 意見等は、原則公表するものとし、提出された意見等の概要、実施機関の考え方、修正した場合の修正内容とその理由を公表するものとする。
- 3 公表することにより、意見等の提出者及び第三者の権利又は利益を侵害するおそれがある場合は、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。
- 4 類似の意見が複数あった場合には、集約して回答するものとする。
- 5 公表の方法については、第5条第2項の規定を準用し、利根町役場（情報公開コーナー）その他実施機関が指定する場所での閲覧及び町のホームページにより公表するものとする。

(実施状況の公表)

- 第9条 町長は、町民等の意見等を募集している案件について、利根町パブリックコメント実施状況一覧表（様式第3号）を作成し、町ホームページで公表するものとする。
- 2 前項の一覧表には、案件の名称、政策等の案の公表の日、意見等の提出期間及び問合せ先を記載するものとする。

(注釈)

- 1 町民等の意見等を募集している案件については、総務課において利根町パブリックコメント実施状況一覧表（様式第3号）を作成し、町公式ホームページで公表するものとする。

(補則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。